最高裁総一第２５７号

令和５年３月９日

高等裁判所長官　殿

地方裁判所長　殿

家庭裁判所長　殿

最高裁判所事務総局総務局長　小野寺　真　也

民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を置く高等裁判所等
の指定並びに次席書記官の員数について（通知）

大法廷首席書記官等に関する規則（昭和２９年最高裁判所規則第９号）第４条第１項の規定による民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を置く高等裁判所、地方裁判所及び簡易裁判所並びに家事の次席書記官及び少年の次席書記官、家事の次席書記官又は次席書記官を置く家庭裁判所として別表の裁判所が指定され、当該裁判所の次席書記官の員数が同表のとおりとされ、令和５年４月１日から実施されます。

なお、令和４年７月８日付け最高裁総一第８５３号総務局長通知「民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を置く高等裁判所等の指定並びに次席書記官の員数について」により通知された指定は、令和５年３月３１日限り、取り消されます。

（別表）

１　高等裁判所

高等裁判所	員　　数	
	民事の次席書記官	刑事の次席書記官
東　　京	２（１）	１（１）
大　　阪	２（１）	１（１）
名 古 屋	１（１）	１（１）
広　　島	１（１）	１（１）
福　　岡	２（１）	１（１）
仙　　台	１（１）	１（１）
札　　幌	１（１）	１（１）
高　　松	１（１）	１（１）

（注）

１　各高等裁判所にあっては、平成６年７月２９日付け最高裁総一第２１３号事務総長依命通達「下級裁判所の事務局等の組織について」記第１の１に規定する総括企画官（東京、大阪、名古屋及び福岡各高等裁判所の総括企画官にあっては、そのうちの一人）は、当該高等裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を兼ねるものとし、括弧内の数字は、当該総括企画官が兼ねる民事の次席書記官及び刑事の次席書記官の数を表す。

２　括弧内の数字は、次席書記官の員数に含まない。

２　地方裁判所

地方裁判所	員　　数	
	民事の次席書記官	刑事の次席書記官
東　　京	８	４

横　　浜	2	2
さいたま	2	2
千　　葉	2	2
水　　戸	1	1
宇 都 宮	1	1
前　　橋	1	1
静　　岡	1	1
長　　野	1	1
新　　潟	1	1
大　　阪	5	4
京　　都	1	1
神　　戸	2	2
和 歌 山	1	1
名 古 屋	3（1）	2（1）
岐　　阜	1	1
金　　沢	1	1
広　　島	1	1
山　　口	1	1
岡　　山	1	1
福　　岡	3（1）	2（1）
長　　崎	1	1
大　　分	1	1
熊　　本	1	1
鹿 児 島	1	1
宮　　崎	1	1

那　　覇	1	1
仙　　台	1	1
福　　島	1	1
青　　森	1	1
札　　幌	2（1）	1（1）
旭　　川	1	1
高　　松	1	1
徳　　島	1	1
高　　知	1	1
松　　山	1	1

（注）

1　名古屋、福岡及び札幌各簡易裁判所の首席書記官は、当該各簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を兼ねるものとし、括弧内の数字は、当該首席書記官が兼ねる民事の次席書記官及び刑事の次席書記官の数を表す。

2　括弧内の数字は、次席書記官の員数に含まない。

3　簡易裁判所

簡易裁判所	員　　数	
	民事の次席書記官	刑事の次席書記官
東　　京	3	（1）

（注）

1　民事の次席書記官のうち一人は、刑事の次席書記官を兼ねるものとし、括弧内の数字は、当該民事の次席書記官が兼ねる刑事の次席書記官の数を表す。

2　括弧内の数字は、次席書記官の員数に含まない。

4　家庭裁判所

家庭裁判所	員　　数		
	家事の次席書記官	少年の次席書記官	次席書記官
東　　京	3	1（1）	
横　　浜	2	1	
さいたま	1（1）	1	
千　　葉	2	（1）	
水　　戸			1
前　　橋			1
静　　岡			1
長　　野			1
新　　潟			1
大　　阪	2	1	
京　　都	1		
神　　戸	1	1	
名 古 屋	2	1	
岐　　阜			1
広　　島	1		
岡　　山			1
福　　岡	2	1	
熊　　本			1
仙　　台			1
福　　島			1
札　　幌	2	（2）	

（注）

１　東京、千葉及び札幌各家庭裁判所の家事の次席書記官（東京及び千葉各家庭裁判所の家事の次席書記官にあっては、そのうちの一人）は、当該各家庭裁判所の少年の次席書記官を兼ねるものとし、括弧内の数字は、当該各家庭裁判所の家事の次席書記官が兼ねる少年の次席書記官の数を表す。

２　さいたま家庭裁判所の少年の次席書記官は、当該家庭裁判所の家事の次席書記官を兼ねるものとし、括弧内の数字は、当該家庭裁判所の少年の次席書記官が兼ねる家事の次席書記官の数を表す。

３　括弧内の数字は、次席書記官の員数に含まない。